

○安来市太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

平成25年3月26日

告示第51号

改正 平成28年1月26日告示第3号

平成29年2月1日告示第11号

平成30年1月26日告示第9号

令和2年3月4日告示第17号

令和3年7月29日告示第140号

令和4年4月1日告示第96号

(目的)

第1条 市は、地球温暖化防止対策の一環として市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、もって環境への負荷の少ない自然エネルギーの普及促進を図るため、太陽光発電システム等設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成16年安来市規則第53号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電システム 家屋の屋根等に設置される太陽光で発電する設備であって、次のすべての要件に適合したものをいう。

ア 低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力が10キロワット未満のものであること。

イ 未使用品であること。

ウ 電力会社と電灯契約を結び、かつ、余剰電力の電力受給契約を締結するものであること。

(2) 蓄電池設備 次のすべての要件に適合したものをいう。

ア 前号ア及びウの要件を満たした太陽光発電システムが設置されていること。

なお、当該システムを同時に設置する場合を含む。

イ 蓄電容量が1.0キロワットアワー以上のリチウムイオン蓄電池部及び電力変換装置を備えており、太陽光発電により発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができること。

ウ 未使用品であること。

(3) 家屋 次のいずれかに該当するものをいう。ただし、事業所等を併用するものを含む。

ア 市内に原則として自らが所有し、自己の居住の用に供する家屋

イ 市内に原則として自らが所有し、自己の居住の用に供するために新築し、又は購入する家屋

ウ ア又はイに掲げる家屋を所有する者が、単身赴任等の事由により一時的に市外に居住する場合において、当該所有者と生計を一にする家族が居住する家屋

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 太陽光発電システム及び蓄電池設備の双方又はいずれかを原則として県内に本店、支店、営業所等を有する事業所より購入し、及び当該事業所により家屋に設置する者であること。

(2) 市税の滞納がない者であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる設備に応じて当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 太陽光発電システム 太陽光発電システムに係る太陽電池の公称最大出力(小数点以下第3位を切り捨てた数値)に1キロワット当たり1万円を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てた額)とする。ただし、4万円を限度とする。

(2) 蓄電池設備 10万円とする。ただし、設置経費が10万円より少ない場合は、その金額(当該額に千円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てた額)を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する費用の内訳が記載された契約書の写し
- (2) 太陽光発電システムの仕様等が確認できるカタログ等の写し（太陽光発電システムを設置する場合）
- (3) 蓄電池設備の仕様等が確認できるカタログ等の写し（蓄電池設備を設置する場合）
- (4) 設置予定箇所の位置図及び写真
- (5) 新築の家屋に設置する場合（建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認をいう。）が不要な場合を除く。）にあつては、建築確認済証の写し
- (6) 情報提供同意書（様式第2号）
- (7) 自らが所有しない家屋に設置する場合にあつては、承諾書（様式第3号）
- (8) 申請者の市税の納税証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、太陽光発電システム等設置費補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、当該補助事業の完了した日から起算して1月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業に要した費用に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 設置状況を示す写真
- (3) 電力会社との電力受給契約内容が記載された書類の写し
- (4) 新築の家屋に設置した場合にあつては、住民票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(稼働状況報告)

第7条 補助事業者は、太陽光発電システムを設置した日の属する月から2年間、毎月の発生電力等の状況を太陽光発電システム稼動状況報告書（様式第5号）により、4月分から9月分までを10月末日までに、10月分から翌年の3月分までを4月末日までに市長に報告するものとする。

（処分の制限等）

第8条 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産等について、市長の承認を受けた場合を除き、法定耐用年数の期間内において、補助金交付の目的に反して処分してはならない。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 安来市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成24年安来市告示第78号）は、廃止する。
- 3 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条、第9条及び第10条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（平成28年1月26日告示第3号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、平成28年3月31日から施行する。

附 則（平成29年2月1日告示第11号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月26日告示第9号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月4日告示第17号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月29日告示第140号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の様式については、令和4年3月31日までの間は、従前の様式によることができる。

附 則（令和4年4月1日告示第96号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。